

1. 安全マークの手引き

暮らしの中の安全マークは多種多様ですが、この手引きでは「子どもを事故から守る」という観点から、最低限知っておくべき安全マークに絞って紹介しています。

(1) 安全マークの役割

新たな技術やアイデアを搭載した製品が次々と登場していますが、それらの製品の安全性については、消費者が自ら判断することは現実的には困難です。安全マークの果たす役割は、その製品が一定の品質や技術基準に適合していることを私たち消費者に一目で伝えることです。

表示するにあたっては、それぞれ特定の機関や団体が、その準拠する法律や基準に基づいて認可・管理などを行っています。したがって、安全マークの意味を正しく理解し、購入時にその有無を確認することは、安全な製品を選別するための重要な手掛かりとなります。



(2) 安全マークは義務？それとも任意？

「安全」に係るマークには、法律により表示義務のあるものと任意のものがあります。一旦事故が起こると生命や身体に危害を及ぼしかねない危険性の高い製品には、国によりマークの表示が義務付けられています。一方、それ以外の製品は民間事業者による自主基準で安全性が確保され、その証としてそれぞれの任意マークが表示されています。


(3) 安全に関するマークや注意表示のいろいろ

①表示義務のあるPSCマーク

PSCマークは、家庭用品の中で生命や身体に特に危害を及ぼすおそれのある製品に義務付けられているマークです。国の定めた技術上の基準に適合する証である同マークがなければ製造も販売もできません。マークは特別特定製品用と、特定製品用の2種類あります（次頁参照）。

	<p>ひし型P S Cマーク・・・第三者機関による検査・認証が義務付けられている</p> <p>【対象品目】 以下4品目の特別特定製品</p> <ul style="list-style-type: none"> ①幼児用ベッド ②携帯用レーザー応用装置（レーザーポインター） ③浴槽用温水循環器（ジェット噴流バス等） ④ライター <p>【準拠する法律・基準】 消費生活用製品安全法</p> <p>【問合せ先】 経済産業省</p>
	<p>丸型P S Cマーク・・・事業者の自己検査</p> <p>【対象品目】 以下6品目の特定製品</p> <ul style="list-style-type: none"> ①家庭用の圧力なべと圧力がま ②乗車用ヘルメット ③登山用ロープ ④石油給湯機 ⑤石油風呂釜 ⑥石油ストーブ <p>【準拠する法律・基準】 消費生活用製品安全法</p> <p>【問合せ先】 経済産業省</p>

②民間の自主的な基準による任意マーク

	<p>S Tマーク（Safety Toy）</p> <p>【対象品目】 幼児用乗り物を含むおもちゃ（対象年齢14歳以下）</p> <p>【適合基準】 一般社団法人 日本玩具協会の安全基準（S T基準）による下記3項目のサンプル検査に合格した玩具に、表示が認められており、製品またはそのパッケージに付けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①機械的安全性（おもちゃの形状や強度に関する検査） ②可燃安全性（使用してはいけない材料が使われていないか、また燃えやすい「材質」ではないかを検査） ③化学的安全性（おもちゃの材料に有害物質が使われていないかを調べる検査・食品衛生法基準等の検査項目も採用） <p>例えば、「おもちゃの先端が鋭くないか」、「子どもの喉に届かないか」、「お面やぬいぐるみなど、子どもが身に着けたり</p>
---	--

	<p>抱っこするものについて、「燃えやすい材料や有害な物質が使われていないか」等を検査する。</p> <p>【対象年齢の表示】 S Tマーク表示の商品は使用するに相応しい年齢を表示する義務がある。</p> <p>※ただし、子どもの発育段階は個人差が大きいので、対象年齢を目安にしながら実際に遊ぶ子どもに合った玩具を選ぶことが肝要である。</p> <p>【賠償制度】 メーカーへの賠償補償制度</p> <p>【準拠する法律・基準】 玩具安全基準（自主基準）</p> <p>【問合せ先】 一般社団法人 日本玩具協会</p>
 <p>くちにいけない みずにくらさない ひにちかづけない ひとにおけない</p> <p>まきつけない うえにくらさない おとなといっしょ</p>	<p>S Tマークに併記する絵記号</p> <p>【対象品目】 幼児用乗り物を含むおもちゃ ※子どもにも理解できる絵表示の注意マーク</p> <p>※当絵記号は日本玩具協会の登録商標だがS Tマーク表示のない商品にも同協会の承諾を得て貼付可能。</p> <p>【問い合わせ先】 一般社団法人 日本玩具協会</p>
	<p>SGマーク (Safe Goods)</p> <p>【対象品目】 一般財団法人 製品安全協会が、消費者の安全確保の視点から、125品目の消費生活用品ごとに定めた安全・品質についての安全基準に適合した製品</p> <p>【賠償制度】 あり</p> <p>【問合せ先】 一般財団法人 製品安全協会</p>
	<p>SFマーク (Safety Fireworks)</p> <p>【対象品目】 火薬取締法に定めるがん具として用いられる花火全般（輸入品も含む）</p> <p>【賠償制度】 あり</p> <p>【準拠する法律・基準】 火薬類取締法、自主基準</p> <p>【問合せ先】 公益社団法人 日本煙火協会</p>

	<p>防災製品ラベル</p> <p>【対象品目】 防災製品（衣類、寝具、ソファ、テントなど多数）</p> <p>【適用基準】 「小さな火源（ライター等の小さな火だね）に接しても炎が当たった部分が焦げるだけで容易に着火せず、着火しても自己消火性があり、燃え広がらない」性能があるなど一定の基準に適合した製品に付けられる。 「防災製品認定委員会」（学識経験者、消防機関、使用者団体、試験機関より構成）が定めた性能試験基準や毒性審査基準などにに基づき、公益財団法人 日本防災協会が認定する。</p> <p>【問合せ先】公益財団法人 日本防災協会</p>
	<p>S P マーク (Safety Products)</p> <p>【対象品目】公園の遊具</p> <p>【適合基準】 遊具の安全に関する規準に準拠して遊具の設計、製造、販売、施工、点検、修繕を行うことができることを、外部審査委員会の審査により認定している企業の製品。</p> <p>【準拠する法律・基準】遊具の安全に関する規準 JPFA-S:2008</p> <p>【問合せ先】一般社団法人 日本公園施設業協会</p>
	<p>T S マーク (Traffic Safety)</p> <p>【対象品目】 普通自転車、駆動補助機付普通自転車</p> <p>【適合基準】 自転車安全整備士による点検・整備を受けた安全な普通自転車等</p> <p>【賠償制度】 有効期間は同マーク記載の点検日から1年間 (最低1年に1度は点検整備を受けることを促進する意味)</p> <p>【準拠する法律・基準】 国家公安委員会型式認定制度、自転車安全整備制度</p> <p>【問合せ先】公益財団法人 日本交通管理技術協会</p>

	<p>BAAマーク (BICYCLE ASSOCIATION (JAPAN) APPROVED)</p> <p>【対象品目】 自転車</p> <p>【適合規準】 一般社団法人 自転車協会の「自転車安全基準」に適合した自転車</p> <p>※幼児2人同乗用認定自転車にはBAAマークの下部に 幼児2人同乗基準適合車のマークが必要。従来、幼児座席を付けて同乗できるのは幼児1人だけだったが、「一般社団法人自転車協会」や「一般財団法人製品安全協会」が警察庁における「幼児2人同乗用自転車」に求められる要件及び解説を満たした幼児2人同乗用自転車安全基準を策定し、同マーク付自転車は2人乗用が認められる。</p> <p>【賠償制度】 あり</p> <p>【準拠する法律・基準】 自主基準</p> <p>【問合せ先】 一般社団法人 自転車協会</p>
	<p>酒マーク</p> <p>【対象品目】 低アルコールのリキュールなど (いわゆる缶チューハイ)</p> <p>【目的】 誤飲防止のため、アルコール分10%未満の低アルコールのリキュールなど (いわゆる缶チューハイ) に付けることを制定</p> <p>【準拠する法律・基準】 自主基準</p> <p>【問合せ先】 日本洋酒酒造組合</p>
	<p>こんにゃく入りゼリーの警告マーク</p> <p>【対象品目】 一口タイプのこんにゃく入りゼリー</p> <p>【目的】 子どもと高齢者には不適であること (食べてはいけないこと) が一目でわかるように業界が自主的に設定した警告表示</p> <p>【準拠する法律・基準】 自主基準</p> <p>【問合せ先】 全国こんにゃく協同組合連合会 全国菓子工業組合連合会・全日本菓子協会</p>

2. 「子どもを事故から守る」情報提供ホームページ一覧

No	名 称	URL
1	消費者庁	<事故情報データベースシステム> http://www.jikojoho.go.jp/ai_national/ <リコール情報サイト> http://www.recall.go.jp/
2	経済産業省<キッズデザインの輪>	http://www.kd-wa-meti.com/
3	文部科学省 <学校における転落事故防止のために>	http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2010/01/20/081106.pdf
4	東京消防庁 <安心・安全情報>	http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/index.html
5	独立行政法人 国民生活センター <見守り情報（子どもサポート情報）>	http://www.kokusen.go.jp/mimamori/index.html
6	独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE） <製品安全分野>	http://www.jiko.nite.go.jp/
7	一般社団法人 日本玩具協会	http://www.toys.or.jp/
8	一般財団法人 製品安全協会	http://www.sg-mark.org/
9	公益社団法人 日本煙火協会	http://www.hanabi-jpa.jp/
10	公益財団法人 日本防災協会	http://www.jfra.or.jp/
11	一般社団法人 日本公園施設業協会	http://www.jpfa.or.jp/
12	公益財団法人 日本交通管理技術協会	http://www.tmt.or.jp/
13	一般社団法人 自転車協会	http://www.jitensha-kyokai.jp/
14	<small>みやこ</small> 京 あんしんこども館（京都市子ども保健医療相談・事故防止センター）	http://www.anshinkodomokan.jp/index.html

「子どもの製品事故防止に対する取り組み — オーストラリアの場合」

帝塚山大学教授 タン・ミッシェル

子どもの事故予防に取り組む民間団体の Kidsafe（正式名は「豪州子ども事故予防財団」である）によると、オーストラリアでは、非意図的な傷害（unintentional injuries＝不慮の事故）により死亡する0-14歳のおよそ250人（同年齢死亡者全体の80%以上）であり、入院を要する傷害を負う0-14歳のおよそ58,000人（同年齢負傷者全体の90%以上）である、と推測している（www.kidsafe.com.au/about.html 参照）。

このような製品事故は、傷害データを収集する傷害サーベイランス機関や傷害の専門家の研究から、家庭や学校をはじめとする子どもの通常の生活空間で、子どもや保護者などの子ども関係者が製品を使うときに起こっていることが明白となっている。また、日本では「不慮の事故」、つまり偶発的な出来事として扱われているが、オーストラリアでは子どもの製品事故の多くが、その原因をきちんと分析した上で対策を取れば、予防可能であると、一般的に考えられている。

ところが、子どもの製品事故の予防が、消費者と医療の両方の領域をまたがる問題であるため、個別の政策を推進していたとしても限界がある。そこで、オーストラリアでは、関連分野の関係者によるコラボレーションを重視した包括的なアプローチが重視されている。

以下に、消費者政策を中心に、オーストラリアの子どもの製品事故予防の取り組みを簡単に紹介したい。

オーストラリアでは、「子どもの安全」というテーマが、消費者政策の中で古くから確立されており、子どもの製品事故による傷害の予防に対して取り組んできた。その政策目標を達成するために、強制規格を中心とした製品安全の向上、および消費者（保護者などの子ども関係者）へのリスクコミュニケーションを重視した教育・啓発が重要な手段となっている。

製品の安全確保を目指す規格には任意規格と強制規格の二種類があるが、子どもに関する規格の多くは強制規格である（20数種類以上存在する）。子ども関連の強制規格は、乳幼児や子ども向けの製品だけでなく、子どもが使う可能性のある一般消費者向けの製品も包含するものである。例えば、ベビーベッド、乳児用おしゃぶり、乳児用歩行器、ベビーバス、子どもの玩具、子どもの衣類（引火の可能性のあるパジャマ）などの乳幼児・子ども用製品のみならず、トレッドミル、エクササイズバイク、ビーズ入りクッションのような、子どもが家庭内で接触する可能性のある製品で、傷害事故が起こっている製品についての強制規格もある。

また、製品安全の向上への取り組みと同時に、消費者（保護者など子ども関係者）への

教育・啓発が盛んに行われている。その内容は、製品を購入する前のポイント（例えば、規格対象品についての関連情報）、製品を使用するときのリスク（詳細な傷害データも含む）と傷害予防などについての情報提供が中心である。このような教育は、様々な機会を活用して、実施されている。例えば、行政のポータルサイト(www. safeproducts. gov. au)や子どもの安全関連の民間団体の WEB サイト(上記の Kidsafe など)や Kidsafe が実施するモデルハウスの見学プログラム、新米ママへの家庭訪問制度などである。このように製品安全向上と消費者教育・啓発の政策は、車の両輪のように推進されている。

オーストラリアのモデルの特徴は、①基礎的な傷害データの収集・公表のみならず、情報の分析およびリスクアセスメントを行うこと、②傷害データに基づく、規格を重視した製品安全向上を図ること、③多様な方法でリスクコミュニケーションを重視した教育・啓発を実施すること、というものである。

さらに言えば、行政機関と民間団体・消費者団体の連携、消費者などへの情報提供に対する努力および工夫（各自の WEB サイトの見やすさや分かりやすさへの配慮、他のサイトへのリンクの充実など）が包括的な取り組みの重要な要素である、と考える。

最後になるが、オーストラリアにおいて、子どもの製品事故予防を重視した様々な政策の背景には、子どもの人権重視があることを強調したい。社会の構成員としての子どもは、未だ能力的な面において自らの安全を十分に確保することができないため、一般社会により守られるべき弱者である。子どもの人権に対する意識の高いオーストラリアでは、有効な公共政策を講じることが社会への要請でもある。

オーストラリアのこのような基本的な社会意識を出発点とした、子どもの製品事故への取り組みは、日本にとって大変参考になると、筆者は強く感じるところである。

（公益財団法人 関西消費者協会発行『消費者情報』 437号掲載）

タン・ミッシェル氏 プロフィール

帝塚山大学法学部教授 NPO 法人 NCOS 副理事長※

日本工業標準調査会/消費者政策特別委員会専門委員(経産省)

ISO/COPOLCO 国内委員会委員(一般社団法人日本規格協会)

ISO・IEC ガイド 50:2002(子どもの安全の指針)改正対応国内委員会委員

(一般社団法人日本規格協会)

製品安全と子どもの事故予防、消費者政策と国内・国際規格(JIS, ISO)の役割、国際消費者機構(CI)の活動などに積極的に関与

※NCOS（通称：エヌコス）は、JIS（日本工業規格）の制定や改正に代表されるような「標準化政策」に、消費者の意見がより一層取り入れられるための環境作りを目的として 2003年6月に設立。2006年9月には、名称を「標準により消費者の利益を増進するコア・グループ」から現在の NCOS に変更。